

令和4年
(2022)

夏の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期間

令和4年7月11日(月)から7月20日(水)までの10日間

※ 市内一斉啓発日は 7月15日(金)

当日は、午後5時50分から6時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的

夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

また、通勤・通学や配達を目的とする自転車利用のニーズが高まっているほか、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故の発生が心配されます。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、夏の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。



運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
- 2 飲酒運転根絶等に向けた安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

令和4年 広報重点

- ◆ スマホ画面 見るの一時 事故一生
- ◆ その一歩 踏み出す前に 確認を
- ◆ 危ないよ スマホ 傘差し 二人乗り

ストップ・ザ 高めようモラル
交通事故 守ろうルール

年間スローガン

『交通事故絶滅』を願って、
市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動

Stop (ストップ)	赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成

- 1 夏休みを前に、道路の安全な通行方法や自宅周辺の危険箇所について話し合う。
- 2 歩行者は、ドライバーから目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を実践する。
- 3 歩行者は、「信号を守る」、「横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する」など交通ルールを守る。
- 4 歩行者による自動車の直前・直後の横断や、道路の斜め横断の危険性を周知する。
- 5 ドライバーは、横断歩道は歩行者優先であることを意識するとともに、子どもや高齢者、障害者等を見かけたら速度を落とすなどの思いやり運転を実践する。
- 6 交通指導や地域のパトロール活動などで、子どもと高齢者に交通安全を呼び掛ける。
- 7 ライト・オン運動（日没1時間前に前照灯を点灯）を実施する。なお、7月は点灯目安時刻を18:00とする。

■重点2 飲酒運転根絶等に向けた安全運転意識の向上

- 1 飲酒を伴う会合などは、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等を利用したり、家族の送迎を依頼したりする。
- 2 地域・職場・家庭では「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。
- 3 自動車で飲食店に来て飲酒する場合は、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動（ハンドルキーパー運動）を推進する。
- 4 業務用車両の運転者に対するアルコールチェックの義務化など、安全運転管理者業務の拡充に関する規則改正の周知と遵守を図る。
- 5 車両運転中にスマートフォン等の使用（ながらスマホ）は絶対にしない。

飲酒運転 ^し ない運動	
運転するなら	酒を飲まない
酒を飲んだら	運転しない
運転する人に	酒をすすめない
酒を飲んだ人に	運転させない



■重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- 1 「自転車安全利用五則」を基本とした、交通ルールの遵守の徹底を図る。
- 2 ヘルメット購入費用の補助を広報し、全ての自転車利用者のヘルメット着用を推進する。（全ての年齢において着用が努力義務となっています。）
- 3 自転車利用者も加害者になることを認識し、各種保険に加入する。（愛知県では条例で、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。）
- 4 自転車運転中のスマートフォン等の操作や使用、大音量でイヤホンを使用しながらの運転は大変危険なので、絶対にしない。

自転車安全利用五則	
①	自転車は、車道が原則。歩道は例外
②	車道は左側を通行
③	歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
④	交通ルールを守る ・夜間はライトを点灯 ・飲酒運転禁止 ・二人乗り禁止 ・加速禁止 ・信号遵守 ・安全確認
⑤	子どもはヘルメットを着用 <small>※自転車用ヘルメットは、すべての年齢において着用が努力義務となっています。</small>

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。

各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 自転車シミュレーターの利用促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の整備

歩行道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 生涯学習関係団体の活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

2 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化

交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の原因となる違反の取締り強化を図る。



今後の交通安全運動期間一覧

- 秋の交通安全市民運動期間（全国一斉）

9月21日（水）～9月30日（金）

※ 市内一斉啓発日 9月28日（水）

- 年末の交通安全市民運動期間（県内一斉）

12月1日（木）～12月10日（土）

※ 市内一斉啓発日 12月6日（火）

トピックス

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】
市民協働課（本庁舎6階）
0586-28-8671



対象者

一宮市在住で、令和3年度に同補助金の交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で令和4年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット
※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円）
※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

令和5年2月28日（火）まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

①申請書（販売業者記入欄の記載あるもの） ②領収書の写し
③請求書（通帳の写しなど口座が分かる書類も添付）